尾張旭市選挙管理委員会(令和4年第2回)会議録

1 開催日時

令和4年6月1日(水)

開会 午前10時

閉会 午前10時30分

2 開催場所

尾張旭市役所 2階 201会議室

3 出席委員

委員長 赤尾勝男

委 員 森賀則、堤美昭、加藤隆広

4 欠席委員

0名

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 堺和彦、書記 森重雄太

7 議題

第4号議案 選挙人名簿の登録について

第5号議案 選挙人名簿の登録の抹消について

第6号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について

第7号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について

8 会議の要旨

書記長

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第2回選挙管 理委員会を開催いたします。

本日の議案は、6月の定時登録の2議案と在外選挙人名簿の登録の抹消についての1議案、参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場設置場所の決定についての1議案の計4議案でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、委員長お願いします。

委員長 改めましておはようございます。 (委員長あいさつ) それではまず、次第の2「会議録について」でございます。 令和4年第1回の会議録を、議案とあわせて配布しています が、訂正等はありますか。 委員 (なし) 委員長 それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名した いと思います。 それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。 6月の定時登録に関する第4号議案「選挙人名簿の登録につ いて」、第5号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」でご ざいますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお 願いします。 それでは第4号議案、第5号議案につきましては、それぞれ 事務局 関連がございますので、あわせてご説明いたします。 はじめに、第4号議案「選挙人名簿の登録について」でござ います。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを 同日に登録しなければならないとされており、本日は6月の定 時登録を行おうとするものでございます。 それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録 は、令和4年6月1日を登録基準日、6月1日を登録日としま

して、令和4年3月1日の定時登録以降の該当者について行う

ものでございます。

まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成16年3月3日から平成16年6月2日までの出生者、住所要件が、令和3年12月2日から令和4年3月1日の転入者ということになります。

次に第5号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法 第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者につい て、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿 から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和4年3月1日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和4年3月1日から令和4年5月31日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和3年111日から令和4年1月31日までの市外への転出者でございます。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています(表を説明)。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

第4号議案及び第5号議案の説明については以上でございます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお回ししますので、確認をお願いします。

委員長	では、第4号議案及び第5号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第4号議案及び第5号議案に賛成の方は挙手をお願いしま す。
委 員	全員举手(原案可決)
委員長	第4号議案及び第5号議案は可決されました。 続きまして、第6号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第6号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。 公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。 このことにつきまして、1名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿か

	ら抹消するものでございます。 参考としまして、直前の3月1日時点の登録者数、今回、6 月1日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。 全体で、44名の方が在外選挙人名簿に登録されていることに なります。 説明は以上です。
委員長	では、第6号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第6号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手(原案可決)
委員長	第6号議案は可決されました。 続きまして、第7号議案「ポスター掲示場設置場所の決定 について」事務局より説明をお願いします。
事務局	では第7号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」ご説明いたします。 公職選挙法第144条の2第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、ポスター掲示場を設けなければならないとされて

	おり、同条第3項の規定により、投票所ごとに、政令で定める
	 基準に従い、公衆の見やすい場所に設置することになっており
	ます。設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の
	規定により、その選挙の期日の公示の日の直近の一つ前の選挙
	人名簿登録数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を
	定めることになっております。本市の投票区は南本地ヶ原投票
	区が選挙人名簿登録者数5,000人以上10,000人未満、
	投票区の面積4㎞未満に該当するため、同条の基準により1投
	票区あたり8箇所、その他の20投票区は、選挙人名簿登録者
	数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4㎞
	未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇
	所、20投票区で140箇所になります。合計148箇所のポ
	スター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めよ
	うとするものでございます。
	第7号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第7号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第7号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手(原案可決)

委員長	第7号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他という ことで事務局から何かありますか。
事務局	報告事項 ○明るい選挙啓発ポスターコンクールの募集について ○愛選連、全選連東海支部書面表決結果について ○連合愛知尾張東地域協議会からの要望書について ○参議院議員通常選挙関係付議議案一覧について ○令和4年度選挙管理委員会の予定について
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。